

第 8 4 号議案

長岡京市国民健康保険条例の一部改正について

長岡京市国民健康保険条例（昭和 5 2 年長岡京市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 2 2 号）の施行に伴い、出産育児一時金の金額の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡京市国民健康保険条例（昭和52年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 【略】</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。